

## 道路の幅員と車両の幅の関係

道路の区分		通行しうる車両の幅	2.5 mの幅の車両が通行しうる		2.0 mの幅の車両が通行しうる		1.7 mの幅の車両が通行しうる		1.3 mの幅の車両が通行しうる		
			最低の車道幅員	最低の道路の総幅	最低の車道幅員	最低の道路の総幅	最低の車道幅員	最低の道路の総幅	最低の車道幅員	最低の道路の総幅	
市街地区域内の道路〔第5条〕	一般市街地道路	A 通常の道路(§5)	$\left(\frac{\text{車道の幅員} - 0.5\text{ m}}{2}\right)$ を超えないもの	5.5 m	6.5 m	4.5 m	5.5 m	3.9 m	4.9 m	3.1 m	4.1 m
		B 市街地地区内極少指定道路又は一方通行とされている道路(§5)	(車道の幅員 - 0.5 m) を超えないもの	3.0 m	4.0 m	2.5 m	3.5 m	2.2 m	3.2 m	1.8 m	2.8 m
	歩行者が多くて歩道のない駅前・繁華街道路	C 通常の道路(§5 後)	$\left(\frac{\text{車道の幅員} - 1.5\text{ m}}{2}\right)$ を超えないもの	6.5 m	7.5 m	5.5 m	6.5 m	4.9 m	5.9 m	4.1 m	5.1 m
		D 市街地地区内極少指定道路又は一方通行とされている道路(§5 前)	(車道の幅員 - 1.0 m) を超えないもの	3.5 m	4.5 m	3.0 m	4.0 m	2.7 m	3.7 m	2.3 m	3.3 m
市街地区域外の道路〔第6条〕	E 通常の道路(§6)	$\left(\frac{\text{車道の幅員}}{2}\right)$ を超えないもの	5.0 m	6.0 m	4.0 m	5.0 m	3.4 m	4.4 m	2.6 m	3.6 m	
	F 一方通行とされている道路又はその道路に概ね300m以内の区間ごとに待避所がある道路(§6)	(車道の幅員 - 0.5 m) を超えないもの	3.0 m	4.0 m	2.5 m	3.5 m	2.2 m	3.2 m	1.8 m	2.8 m	
	C 市街地区域外極少指定道路(§6)	車道の幅員 を超えないもの	2.5 m	3.5 m	2.0 m	3.0 m	1.7 m	2.7 m	1.3 m	2.3 m	

( )内は、政令の該当条項を示す。